



平成 28 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号 : 6141 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 理 財 務 本 部 長 小 林 弘 武
(TEL 052-587-1811)

無担保永久社債(劣後特約付)の発行による資金調達についてのお知らせ

当社は、本日、第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下、本劣後債)の発行条件を決定致しましたので、下記の通り、お知らせ致します。

1. 本資金調達の目的

当社は、DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT(以下、AG)の株式の追加取得およびドミネーション・アグリーメントの効力発生により低下する連結株主資本を劣後性資金により回復し、財務の健全性を維持しながら今後の成長戦略を推進するため、永久劣後特約付ローン(総額 400 億円)による資金調達を決定致しました。(※1) この度、その一環としてこれまで検討してまいりました永久劣後債(総額 100 億円)の発行条件を決定致しました。

本劣後債により調達した資金は、永久劣後特約付ローンと同じく AG の 75%超の株式取得に伴い調達した有利子負債の弁済の一部に充当し、有利子負債の削減を図ってまいります。

本劣後債は、償還期限の定めがなく利息の任意繰延が可能であるなどにより、国際会計基準(IFRS)における「資本性金融商品」に分類され、本劣後債による調達額は、当社連結財務諸表上、「資本」に計上されることとなります。また、下記の本劣後債の発行概要を踏まえ、株式会社格付投資情報センターより、調達額の 50%に対して資本性が認められる予定です。

2. 発行概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 社債総額 | 100 億円 |
| (2) 払込日 | 2016 年 9 月 2 日 |
| (3) 償還期限 | 期限の定め無し
ただし、2021 年 9 月 2 日以降の各利払日において、本劣後債の全部(一部は不可)の任意償還が可能 |
| (4) 資金使途 | AG の 76.03%株式取得に伴い調達した有利子負債の弁済に充当(※2) |
| (5) 利息支払に関する条項 | 利息の任意繰延が可能 |

- (6) 劣後特約 本劣後債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した支払請求権を有する
本劣後債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して、不利益を及ぼす内容に変更してはならない
- (7) 借換制限条項 本劣後債の任意償還又は買入れを行う場合には、信用格付業者から本劣後債と同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により本劣後債を借り換えることを意図している
但し、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、当該借換えを見送る可能性がある
- ① 調整後の連結株主資本金額が、1,512億円を上回った場合
 - ② 調整後の連結株主資本比率が、26.8%を上回った場合
- なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする
- ① 調整後の連結株主資本金額
= 親会社の所有者に帰属する持分合計 - その他の資本の構成要素
- ハイブリッド資本
 - ② 調整後の連結株主資本比率
= 上記にて計算される調整後の連結株主資本金額 ÷ 資産合計
- (8) 発行形態 国内適格機関投資家限定私募
- (9) 引受証券会社 野村証券株式会社
- (10) 格付機関による資本性評価(予定)
「クラス3」、「50」(株式会社格付投資情報センター)

※1 劣後ローンによる資金調達の詳細については、2016年8月5日付け当社プレスリリース「永久劣後特約付ローンによる資金調達についてのお知らせ」をご参照ください

※2 AGの株式取得の詳細については、2016年4月7日付け当社プレスリリース「DMG MORI AG株式の75%超の取得と協業強化に関するお知らせ」をご参照ください

以上